

◆お金に関するトラブルに巻き込まれないための知恵

1 生活設計をしっかり行う

しっかり生活設計を行っていれば、危うい話を遠ざけやすくなります。

2 お金に関して、うまい話はない！と肝に銘じる

金融商品は、「安全性・収益性・流動性」の3つの基準で評価できます。例えば、「預金」は安全で、流動性が高い（現金に換えやすい）金融商品ですが、収益性（利益が出やすい）は低いです。一般的に、安全が高ければ「収益性」は低い。また、「流動性」が高ければ「収益性」は低い、という関係があります。

「安全性・収益性・流動性」の3つの基準すべてに優れている金融商品はありませぬ。もしそのような金融商品を見つけたと思ったら、何か見落とししていないか、よく確認しましょう。

3 金融商品は「信頼できる業者からしか購入しない」と決めておく

4 「自分がきちんと理解できる金融商品しか買わない」と決めておく

一般に金融商品は、複雑なものになるほど、手数料が高かったり、見えないコストが含まれていることが多いものです。きちんと理解できる簡素な商品を買うことは、お金のコストを節約できる効果もあります。

5 金融商品を選ぶ場合、選択のための情報がどのように提供されているか注意する。

「売り手」にとっての「買ってほしい商品」が、「買い手」にとっての良い商品であるとは限りませぬ。複数の「売り手」から情報を集め、比較しながら検討しましょう。

6 「自分だけは大丈夫」と思わない。

「自分だけは大丈夫」と思っていた方も特殊詐欺などの被害にあっています。騙す側はプロで知恵を絞ります。人間の心理に巧妙につけこむ手口が多く、社会情勢（災害、給付金等）を踏まえた手法もあります。

オレオレ詐欺の手口で「なぜ自分の子どもの声がわからないの？」と思う人も多いかもしれませんが、大学の研究で「高齢者でなくても、電話による声の判別は難しい」という結果が出ています。さらに犯人は、「とにかく急いでいる」と強調することで、被害者に冷静に考える時間を与えないようにします。そうすることで、多くの方が親心と焦りによって、正常な判断ができずに騙されてしまうのです。

家庭で日頃から対策を考えましょう。現役世代の家族が、高齢の両親を守る対策をもっと講じれば、特殊詐欺の被害減少に大きくつながるのではないのでしょうか。

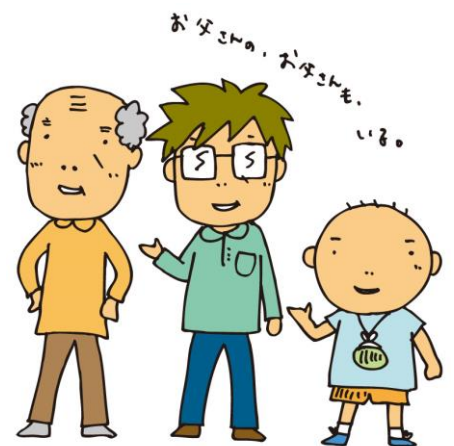


◆子や孫に資産をゆずりたい

資産を譲る場合、ご自身のライフプランにおける他の目的（老後、医療ほか）との優先関係を考える必要があります。早めに考え、準備したり、家族と相談しておくことが大切です。とくに贈与、相続、事業継承などに関しては、さまざまな税法上の措置があります。国税庁ホームページなどで制度を調べ、計画を立て、早めに対応しましょう。

◆判断力の衰えなどに備えたい

計画的な準備が重要です。家族、信頼できる方とあらかじめ話し合い、介護や成年後見など基本的な内容を理解しておくこと、不安が和らぎます。「日常生活自立支援事業」の利用については、社会福祉協議会に自分が希望する支援を受けることができるか相談してみましょう。



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 5月は「消費者月間」です

- ◆ 定期購入の落とし穴！特別割引クーポンを利用したらいつのまにかコース内容が変わっていた！？

- ◆ 国民生活センターのHPに「消費者トラブルFAQ」が開設されました

- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
キャッシュカードや通帳は他人に渡さない、暗証番号を教えない

- ◆ 消費生活センターからのお知らせ

- ◆ 知るぽると お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2023
May
5 月号

第 158 号



5月は「消費者月間です」

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。



令和5年度消費者月間ポスター

令和5年度「消費者月間」統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術

～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

社会のデジタル化が進むことで、生活が便利になり、楽しみ方の幅が拡大する一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しています。

私たち消費者は、デジタルサービスの仕組みやそのリスクを理解し、情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要となっています。

★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

「消費者月間」パネル展

令和5年5月22日（月）～26日（金）
県庁1階ロビー壁面

**これを機会に、消費生活について
皆さんで考えてみませんか？**



定期購入の落とし穴！特別割引クーポンを利用したらいつの間にかコース内容が変わっていた！？

相談事例

インターネットの広告で「定期しぼりなし」「いつでも解約可能」「初回2,000円」という美容液の定期コースを見つけた。

試しに1回だけ購入してみようと思い、「定期しぼりなし」というのをよく確認した上で注文手続きを行ったが、注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を進める画面が表示されたので、思わず「クーポンを利用する」のボタンをクリックした。

数日後、初回の商品が届いたが、4回購入の定期コースになっていた。販売業者に電話で「広告には『定期しぼりなし』と記載されていたので契約を解除したい」と伝えところ、「特別割引クーポンを利用すると、4回分4万円分の購入が条件の定期コースに切り替わるので、4回購入しないと解約できない」と言われた。



★アドバイス★

- 通信販売の定期購入で、「定期しぼりなし（購入回数の条件がない購入）」であることを確認して注文したのに、注文完了直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、定期コースに変更されていたという相談が寄せられています。
- 注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められても、クーポンを利用する前に「最終確認画面」の表示内容をよく確認しましょう。
- 最終確認画面の表示は、文字が小さかったり、画面の下の方までスクロールしないと全文を確認できなかつたりする場合がありますが、定期購入の条件が変更になっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件（特に購入回数の条件）が変更になっていないか、支払う総額はいくらか、返品や解約の方法などを確認しておくことが必要です。最終確認画面はスクリーンショットで保存しておくようにしましょう。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

国民生活センターのHPに「消費者トラブルFAQ」が開設されました



- 消費生活相談業務 DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組の一環として、国民生活センターのホームページに、「消費者トラブルFAQサイト」が開設されました。
- このサイトは、さまざまな消費者トラブルについて、FAQ（よくある質問）形式で、**トラブル解決を支援する情報を提供**するとともに、**相談窓口等を案内**するものです。キーワードを入力して検索したり、カテゴリをクリックして対処方法などを調べることができます。



消費者トラブルFAQのURL：<https://www.faq.kokusen.go.jp/>



🔍 消費者トラブルFAQ

検索

※検索サイトを利用する場合、検索結果の一番上に国民生活センターのサイトが表示されるとは限りません。リンク先が国民生活センターのHPであることをよく確認してからURLをクリックしましょう。

ストップ!
特殊詐欺被害

キャッシュカードや通帳は他人に渡さない、暗証番号を教えない

- 県内で、**警察官や銀行職員などをかたり**電話をかけてきて「あなたの口座が犯罪被害にあっているので、**新しいキャッシュカードへの交換手続きが必要です。交換には暗証番号が必要**です。交換には紙に書いて準備しておいてください。**今からお宅に伺います。**」などと言って、キャッシュカードや通帳をだまし取り、不正に預貯金を引き出す詐欺が発生しています。
- 警察官や銀行職員などが、キャッシュカードを受け取りに家に来たり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。「**キャッシュカードや通帳は他人に渡さない、暗証番号を教えない**」ということを確認に守りましょう。
- こうした**不審電話がかかってくる**たら、**すぐに電話を切って**、家族や警察に相談しましょう。
- **詐欺電話は固定電話機にかかっています**。家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってくるでも直接話をしない環境を整えましょう。



消費生活センターからのお知らせ

- 宮城県消費生活センターのゴールデンウィーク期間中及び5月のお休みは次のとおりです。

日 曜 日	4月30日、5月7日、14日、21日、28日
国民の祝日	4月29日(土)、5月3日(水)、4日(木)、5日(金)
相談員全体研修	4月24日(月)の午前中、5月22日(月)の午前中
県庁舎の電気設備点検	5月20日(土)

- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談!

い や や
☎ 188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎ 022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

Twitter
やっています。



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

うまい話は
まず疑う!



必要ないものは
きっぱり断る!

ひとりで悩まず
必ず相談!



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。